

議案第66号

二宮町税条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年12月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地方税法の改正に伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町税条例の一部を改正する条例

二宮町税条例（昭和50年二宮町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条の2中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この条において同じ。）」を加える。

第16条中「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。）」を加える。

附則第14項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第15項第3号から第11号までの規定中「附則第15条第26項」を「附則第15条第25項」に改め、同項第12号中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項第13号中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同項第15号を次のように改める。

(15) 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の2及び第16条の改正規定並びに次項の規定は、令和6年1月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の二宮町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

3 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定す

るリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得した同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(議案第66号) 二宮町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(個人均等割の非課税)</p> <p>第9条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この条において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万円を加算した金額)以下である者に対しては均等割を課さない。</p> <p>(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)</p> <p>第16条 町長は、法第321条の3第1項に規定する給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合において必要があると認めるときは、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。)の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収することができる。ただし、法第317条の2第1項に規定する申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>1～13 (略)</p> <p>(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p>	<p>(個人均等割の非課税)</p> <p>第9条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万円を加算した金額)以下である者に対しては均等割を課さない。</p> <p>(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)</p> <p>第16条 町長は、法第321条の3第1項に規定する給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合において必要があると認めるときは、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収することができる。ただし、法第317条の2第1項に規定する申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>1～13 (略)</p> <p>(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p>

改正後	改正前
<p>(6) (略) (固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>15 法附則第15条第2項等に規定する条例で定める割合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法附則第15条第25項第1号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(4) 法附則第15条第25項第1号ロに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(5) 法附則第15条第25項第1号ハに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(6) 法附則第15条第25項第1号ニに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(7) 法附則第15条第25項第2号イに規定する条例で定める割合は、12分の7とする。</p> <p>(8) 法附則第15条第25項第2号ロに規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>(9) 法附則第15条第25項第3号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(10) 法附則第15条第25項第3号ロに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(11) 法附則第15条第25項第3号ハに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(12) 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(13) 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(14) (略)</p> <p><u>(15) 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p>16～27 (略)</p>	<p>(6) (略) (固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>15 法附則第15条第2項等に規定する条例で定める割合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法附則第15条第26項第1号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(4) 法附則第15条第26項第1号ロに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(5) 法附則第15条第26項第1号ハに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(6) 法附則第15条第26項第1号ニに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(7) 法附則第15条第26項第2号イに規定する条例で定める割合は、12分の7とする。</p> <p>(8) 法附則第15条第26項第2号ロに規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>(9) 法附則第15条第26項第3号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(10) 法附則第15条第26項第3号ロに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(11) 法附則第15条第26項第3号ハに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(12) 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(13) 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(14) (略)</p> <p><u>(15) 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、零とする。</u></p> <p>16～27 (略)</p>